

特定医療費(指定難病)支給認定申請に 関するマイナンバー制度のお知らせ



特定医療費(指定難病)支給認定申請の手続きで, マイナンバーを利用します。 申請の際に、「個人番号(マイナンバー)提供票」の提出と、「番号確認書類」及び「身 元確認書類」の提示をお願いいたします。

必要書類について

- I 保健所窓口に来所する場合
- 1 提出する書類 個人番号(マイナンバー)提供票
- 2 提示する書類
- (1) 患者ご本人(18歳未満の場合は保護者)が来所する場合
 - ① 患者ご本人の番号確認書類(ア~エのいずれか1つ)
 - 個人番号カード ウ マイナンバーが記載された住民票
 - 1 通知カード(※) エ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
 - ※ 通知カードは、①記載事項に変更がない②令和2年5月25日以前に記載事項に変更があったが、変更 手続きがとられており、以降変更がない場合は利用可能です。
 - ② 患者ご本人の身元確認書類
 - (①で個人番号カード以外を提示された場合,以下のAまたはBの書類の提示が必要)
 - A(顔写真付き,ア~クのいずれか1つ)

カ 精神障害者保健福祉手帳

個人 番号カード ゥ

- 身体障害者手帳 オ
- 運転免許証運転経歴証明書
- 療育手帳
- エ 旅券(パスポート)
- 在留カードまたは特別永住者証明書

- B(ア~カのいずれか2つ)
 - 公的医療保険の被保険者証

 - イウ
 - 国民年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 エ
 - 住民票 才
 - 個人住民税税額決定通知書等官公署から発行された書類であって、「氏名・生年月 日」または「氏名・住所」が記載された書類
- (2) 代理人(患者ご本人(18歳未満の場合は保護者)以外の方)が来所する場合
 - ① <u>患者ご本人の</u>番号確認書類
 - (1)①と同じ
 - ② 代理人の身元確認書類
 - (1)②と同じ
 - ※ <u>法定代理人(親権者, 未成年後見人, 成年後見人)</u>の場合は, 戸籍謄本その他その資格を 証明する書類, 法定代理人でない場合は, 委任状の提出が必要です。
- Ⅱ 保健所に郵送する場合
 - 1 提出する書類
 - 個人番号(マイナンバー)提供票
 - ・「I 保健所窓口に来所する場合」の「2 提示する書類」に記載されている<u>患者ご本人</u>の番号 確認書類及び身元確認書類のコピー(住民票はコピー不可)
 - ※ 個人番号(マイナンバー)提供票の裏面に貼り付けてください。
 - 2 郵送方法
 - 簡易書留等の追跡可能な方法で送付してください。

マイナンバー利用による書類の添付省略について

- マイナンバーの利用申出により、添付書類の一部(所得課税証明書)を省略することができます。
- マイナンバーの利用を申し出た場合,所得課税証明書の添付に代え,市町村との情報 連携により所得等の内容を確認することとなりますので,通常の手続きより多少の時間 を要する場合があります。
- マイナンバーの記入が誤っていたり、市町村民税の申告をしていなかった場合は、これ までどおり、所得課税証明書の提出が必要です。

マイナンバー利用について

- 鹿児島県の特定医療費(指定難病)支給認定事務では、マイナンバーを利用して、 他の機関(市町村等)と以下のような情報連携を行います。
 - 生活保護事務や被災者台帳作成事務等で情報提供を求められた場合の応答
 - 患者の自己負担上限額決定のための所得課税情報等の照会
- マイナンバーを利用できる事務や情報連携できる内容は「行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)で定められており、それ以外での利用は禁じられています。
- 取得したマイナンバーの管理方法については、保管の記録や取扱者の限定など、 規定により厳格に定められています。

マイナンバーを提供いただけない場合について

- 〇「個人番号(マイナンバー)提供票」の提出や「番号確認書類」、「身元確認書類」の提出 をいただけない場合でも、特定医療費(指定難病)支給認定の申請手続きは可能です。
- ただし、鹿児島県が他の機関(市町村等)からマイナンバー法で定められた内容について情報提供を求められた場合、県はそれに応答することが義務付けられています。 そのため、マイナンバーを提供いただけない場合には、マイナンバー法の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じて患者ご本人のマイナンバーの収集を行いま

〈お問合せ先〉 お住まいの市町村を管轄する保健所または県難病相談・支援センター

- 指宿保健所(0993-23-3854)
- ·加世田保健所(0993-53-2315)
- · 伊集院保健所 (099-273-2332)

- 川薩保健所(0996-23-3165)
- 出水保健所(0996-62-1636)
- 大口保健所(0995-23-5103)

- 姶良保健所(0995-44-7956)
- ・志布志保健所(099-472-1021)
- 鹿屋保健所(0994-52-2106)

- 西之表保健所(0997-22-0018)

すので、あらかじめご了承ください。

- 屋久島保健所(0997-46-2024)
- 名瀬保健所(0997-52-5411)

- · 徳之島保健所 (0997-82-0149)
- 鹿児島市保健所(099-803-6929)
- ・県難病相談・支援センター(099-218-3134)